

岐阜県協同農業普及事業外部評価実施要領

(目的)

第1条 「岐阜県協同農業普及事業の実施に関する方針」に基づき、普及指導活動において高い成果を創出するため、先進的な農業者や関係機関職員を含む委員による外部評価を実施し、その意見を次年度以降の活動に反映させることを通じて、普及指導活動及びその体制の改善を行うことを目的に、この要領を定める。

(聴取事項)

第2条 前条の目的を達成するため、岐阜県協同農業普及事業外部評価会（以下「評価会」という。）を設置し、次に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) 各農林事務所農業普及課及び農業革新支援センターの主要な普及指導活動に関すること。
- (2) 農業大学校が実施する教育課程並びにPRや募集活動、就農支援活動、指導職員の資質向上の取組等に関すること。

(組織)

第3条 県は評価会の委員に、先進的な農業者、女性農業者、農業関係団体職員、消費者、学識経験者、報道関係、民間企業等から7名を選定し、文書により就任依頼を行う。

- 2 委員の任期は、5年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

(庶務)

第4条 評価会の召集、開催、結果の取りまとめ、公開等の庶務は、岐阜県農政部農業経営課において実施する。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、評価会の運営に関し必要な事項は、農業経営課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年10月7日より施行する。

この要領は、平成29年7月24日より施行する。

この要領は、平成30年3月20日より施行する。

この要領は、令和4年3月11日より施行する。